

## かほく市障害者トライアル雇用奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市内労働者の雇用機会の拡大及び安定的な雇用の確保を図るため、国の障害者トライアル雇用事業の実施後も引き続き当該労働者を雇用している市内に事業所を有する事業者に対し、予算の範囲内においてかほく市障害者トライアル雇用奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することについて、かほく市補助金交付規則（平成16年かほく市規則第30号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(奨励金の交付対象者)

第2条 奨励金は、次の各号のいずれにも該当する事業所を市内に有する事業者（以下「交付対象者」という。）に対して交付する。

- (1) 雇用保険適用事業所であること。
- (2) 市税等を完納していること。
- (3) 国の障害者トライアル雇用助成金（以下「雇用助成金」という。）の支給決定を受けていること

2 前項の規定にかかわらず、交付対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、奨励金を交付しないものとする。

- (1) 対象労働者の国の定める障害者トライアル雇用期間における週所定労働時間が20時間未満であるとき。
- (2) 対象労働者を再び同一の事業者が雇い入れるとき。

(奨励金の額)

第3条 奨励金の額は、対象労働者1人につき月額6万円とする。

(交付対象期間)

第4条 奨励金の交付対象期間は、交付対象者が国の定める障害者トライアル雇用を開始した日から3箇月とする。

(交付申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、雇用助成金の支給が決定された日の翌日から起算して6箇月以内に、かほく市障害者トライアル雇用奨励金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定により申請があった場合は、その内容を審査し、交付の決定をしたときは、かほく市障害者トライアル雇用奨励金交付決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知する。

(奨励金の請求)

第7条 前条の規定による交付決定を受けた申請者は、かほく市障害者トライアル雇用奨励金請求書(様式第3号)を市長に提出し、奨励金を請求するものとする。

(奨励金の返還)

第8条 市長は、偽りその他不正な手段により奨励金を受けた対象事業者があるときは、当該対象事業者に対し、交付した奨励金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

年 月 日

かほく市長 様

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者名



かほく市障害者トライアル雇用奨励金交付申請書

かほく市障害者トライアル雇用奨励金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。なお、審査の際に申請者に係る市税の滞納の有無等についてかほく市が調査を行うことに同意します。

1 奨励金の額 金 円

2 対象労働者の氏名

3 添付書類

- (1) 国の障害者トライアル雇用助成金支給決定通知の写し
- (2) 対象労働者の住民票の写し
- (3) 対象労働者調書

年 月 日

様

かほく市長



かほく市障害者トライアル雇用奨励金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあったかほく市障害者トライアル雇用奨励金の交付について、かほく市障害者トライアル雇用奨励金交付要綱第6条の規定により通知します。

1 交付する額 金 円

2 対象労働者の氏名

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

かほく市長 様

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者名



かほく市障害者トライアル雇用奨励金請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があったので、かほく市障害者トライアル雇用奨励金交付要綱第7条の規定により、次のとおり請求します。

1 請求額 金 円

2 対象労働者の氏名

3 振込先 \_\_\_\_\_ 銀行・信用金庫・農 協  
\_\_\_\_\_ 支 店・支 所  
当座・普通 ー \_\_\_\_\_  
口座名義人（カナ） \_\_\_\_\_